

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 15 年 10 月 1 日

内閣総理大臣 殿

岡山県 御津町
町長 安信 治雄

平成 15 年 8 月 29 日付で認定を受けた構造改革特別区域計画（御津町教育特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

6. 構造改革特別地域計画の目標

8. 構造改革特別地域の事業の名称

2. 変更事項の内容

別紙のとおり（別紙 816,820 の追加を含む）

(別表)

新	旧
<p>4 . 構造改革特別区域の特性</p> <p>(略)</p> <p>このような状況を考慮すると、地域経済活性化の中心課題の一つとして高度な教育を実施しての教育的刺激，有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化，外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成などを目指せる中等教育機関が必要となっている。</p> <p><u>そこでこうした課題に対応するため、学校設置会社による私立中学校を誘致し、公立校との共存の中での教育的刺激や住民の選択肢の多様化、また廃校の活用をすることで、過疎に悩む地域の振興や活性化に繋げるものである。</u></p>	<p>4 . 構造改革特別区域の特性</p> <p>(略)</p> <p>このような状況を考慮すると、地域経済活性化の中心課題の一つとして高度な教育を実施しての教育的刺激，有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化，外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成などを目指せる中等教育機関が必要となっている。</p>
<p>6 . 構造改革特別地域計画の目標</p> <p>教育環境の整った地域への転出，過疎化傾向で労働者の確保が困難であるという状況から、御津町では「教育を核とした地域の活性化」を図ることとし、そのため、新たに学校を設置して「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」および関連事業を実施するものである。</p> <p><u>また、学校の設置主体に関しては、「学校設置会社による学校設置事業(816)」および「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」の特例を適用し、地域経済活性化の中心課題の一つとしての高度な教育を実施しての教育的刺激，有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化，外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成などを目指せる学校を設置し、地域に寄与貢献するものである。構造改革特別区域研究開発学校設置事業では、国内外の社会で活躍できる人材として、 自己の意見を的確に表現し、また他人の意見を聴き 理解する能力， 高水準の知的能力を持った人材の育成， 日本語のみならず英語でもコミュニケーションのとれる能力を目標に置いている。</u></p>	<p>6 . 構造改革特別地域計画の目標</p> <p>教育環境の整った地域への転出，過疎化傾向で労働者の確保が困難であるという状況から、御津町では「教育を核とした地域の活性化」を図ることとし、そのため、新たに学校を設置して「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」および関連事業を実施するものである。</p> <p>構造改革特別区域研究開発学校設置事業では、国内外の社会で活躍できる人材として、 自己の意見を的確に表現し、また他人の意見を聴き 理解する能力， 高水準の知的能力を持った人材の育成， 日本語のみならず英語でもコミュニケーションのとれる能力を目標に置いている。</p>

<p>そこで この目標を実現するため、この計画では、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」「学校設置会社による学校設置事業(816)」「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」制度を活用し、町の協力によって町内に株式会社立の中学校・高等学校を設立し、上記3点を中心に置いた先進的な教育環境を構築する。</p> <p>(略)</p>	<p>そこで この目標を実現するため、この計画では、「構造改革特別区域研究開発学校制度」を活用し、町の協力によって町内に私立の中学校・高等学校を設立し、上記3点を中心に置いた先進的な教育環境を構築する。</p> <p>(略)</p>
<p>8. 構造改革特別地域の事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)</u> • <u>学校設置会社による学校設置事業(816)</u> • <u>校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)</u> 	<p>8. 構造改革特別地域の事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> • 構造改革特別区域研究開発学校設置事業
<p>別紙(特定事業番号:802)</p> <p>1. 特定事業の名称 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>株式会社朝日学園</u> によって設置される学校</p> <p>3. 適用開始の日 認定を受けた日</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>事業に関する主体 <u>株式会社朝日学園</u></p> <p>設置位置 / 岡山県 御津郡 御津町 紙工(しとり)2590番地</p> <p>設置時期 / 平成16年4月1日</p> <p>事業により実現される行為や整備される施設などの詳細</p>	<p>別紙</p> <p>1. 特定事業の名称 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 学校法人朝日学園 または 株式会社朝日学園 によって設置される学校</p> <p>3. 適用開始の日 認定を受けた日</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>事業に関する主体 学校法人朝日学園 または 株式会社朝日学園</p> <p>設置位置 / 岡山県 御津町 紙工(しとり)2590</p> <p>設置時期 / 平成16年4月1日</p> <p>事業により実現される行為や整備される施設などの詳細</p>

<p><u>中学校の開設</u> 平成 16 年 4 月を予定している。中学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。中学校開設の 3 年後に高等学校を開設できるよう準備をする。</p> <p><u>教育カリキュラム</u> 別紙「教育課程編成表」の通りとし、「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使つての授業」を特色とする。</p>	<p><u>中学校の開設</u> 平成 16 年 4 月を予定している。「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の認定後、直ちに学校設置認可が受けられるよう手続きを進める。また、平成 15 年 10 月 1 日に「学校設置会社」による学校設置の特区申請についても併せて検討する。</p> <p>上記手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。 中学校開設の 3 年後に高等学校を開設できるよう準備をする。</p> <p><u>教育カリキュラム</u> 別紙「教育課程編成表」の通りとし、「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使つての授業」を特色とする。</p>
<p>別 紙（特定事業番号：816）</p> <p>1. 特定事業の名称 816 学校設置会社による学校設置事業</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社朝日学園 によって設置される学校</p> <p>3. 適用開始の日 認定を受けた日</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p><u>事業に関する主体</u> 株式会社朝日学園</p> <p><u>設置位置</u> / 岡山県 御津郡 御津町 紙工（しとり）2590 番地</p> <p><u>設置時期</u> / 平成 16 年 4 月 1 日</p> <p><u>事業により実現される行為や整備される施設などの詳細</u> <u>中学校の開設</u> 平成 16 年 4 月を予定している。中学校設置認可手続き</p>	

の進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。 中学校開設の3年後に高等学校を開設できるよう準備をする。

5. 当該規制の特例措置の内容

御津町に存在する教育上の特別なニーズ

御津町では、中学校開設は平成16年度、高等学校開設は平成19年度を予定し、学校設置に取り組むこととしているが、過疎に悩む当町では、この学校の設置によって、町の地域経済活性化の中心課題の一つである「高度な教育を実施しての教育的刺激」「有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化」「外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成」などが目指せ、地域に寄与貢献することとなるものと考えている。

御津町は、かつては教育に熱心な地域として知られ、教育先進地といわれていたが、昨今では少子化による小中学校の統合や県立高校の統合計画などで教育環境の整った地域への転出など教育の低迷化が心配されている。また過疎化傾向で労働者の確保が困難であることなどから新規の産業立地などが少ない。

地域の振興や経済の活性化のためには教育環境の改善、地域を担う人材の育成、経済の停滞から刺激活性化への方策が是非とも必要な状況である。

また町内から他地域へ進学・就職する若者の中には、国内の都市部への進学・就職のみならず、海外を視野に入れている若者も少なくない。しかし現状では、町内で外国人と接触したり外国語を習得する機会は極めて少ないといえる。

以上のような事情を考慮するとき、御津町が目指す教育プログラムを実現する為には、提案者である株式会社朝日学園の提案が最も望ましいものであり、また短時間で、かつ町の趣旨を余すことなく反映できるよう、町

がイニシアティブをとって学校が設置できるため、「学校設置会社による学校設置事業」の特例により学校を設置することが適切であると判断した。

株式会社朝日学園の設置する学校が適切であると認めた理由等

株式会社朝日学園は、当町の特別なニーズを理解し、それに合致する教育を実行することが可能であり、それが適切かつ効果的であると下記の各理由から判断したので当該学校設置会社による学校を設置することとしたい。

(1) 一定の要件

資産要件としての学校の校地・校舎については、廃校となった町立小学校を適正な対価で有償貸与することとし、平成 15 年 9 月 28 日町議会の承認も得ている。また今回「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」として認定の申請をしている。その他に必要な運営財産については資本金(5,000 万円・払込済)により準備できるものと判断している。

学校を経営する役員については、代表役員は過去 23 年間に涉り 学校法人朝日学園の役員として朝日塾幼稚園・朝日塾小学校の経営に直接携わっており、十分な知識と経験があるものと判断できる。

また、当該役員は岡山県や岡山市の私立幼稚園団体の幹部であり、奉仕団体たるライオンズクラブでも会長・ゾーンチェアマン等を歴任しているので社会的信望があるものと認められる。

(2) 情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類(貸借対照表、損益計算書、営業報告書)業務状況書類を株式会社朝日学園が設置する学校(御津町紙工)において、書類作成中の期間を除いて公開することとしている。これらの書類は毎年度末現在で作成され、6 月 20 日以降は公開が可能となる。

また学校の内部・授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策（受付での確認等）を講じた上で、常に公開すると共に定期的にオープンスクール(月1回)等を実施して一般に公開し、また、ホームページ等を活用して本校に関する情報を公開する。

(3) 地方公共団体による評価

御津町は町独自の私立学校審議会を設置するが、この審議会では最低年一回の私立学校評価を書類面および実地面で実施することとしており、経営面と教育面を含んだ評価の内容は、広く社会一般に公表することとしている。

(4) セーフティネット

学校の経営破綻等が生じた場合のセーフティネットについては、認可者である町長の責任で実施することとしている。その方法としては、生徒が転入学を希望する学校や近隣の学校を参集して対策会議を町長が主催し、町立中学校への受入れを図るとともに、近隣学校に対し受入れ協力、試験等の入学条件の調整、入学一時金等の配慮を要請する。町教育委員会に本件についての専任担当者を置き、転入学対象校に関する情報を収集すると共に転入学希望の聴取や相談あるいは、転入学の斡旋を実施する。

(5) 審議会

御津町では、町独自の私学審議会を設置し、行政の適正性、公正性、専門性を確保するようにする。その委員構成は私学関係者を幼・小・中高から3名、町議会から1名、教育関係有識者2名の計6名としている。

この御津町審議会は平成15年10月15日に第1回の会合が開催する予定となっており、引き続いて「特区の変更の認定」があり次第、第2回の会合を開いて学校の設置認可を審議することとしている。学校の設置を認めた場合は、直ちに生徒募集に入ることとなる。

別紙（特定事業番号：820）

1. 特定事業の名称

820 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社朝日学園 によって設置される学校

3. 適用開始の日

認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関する主体

株式会社朝日学園

設置位置 / 岡山県 御津郡 御津町 紙工（しとり）2590 番地

設置時期 / 平成 16 年 4 月 1 日

事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

中学校の開設 平成 16 年 4 月を予定している。中学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。 中学校開設の 3 年後に高等学校を開設できるよう準備をする。

教育カリキュラム 「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使つての授業」を特色とする。

5. 当該規制の特例措置の内容

御津町に存在する教育上の特別なニーズ

御津町では、中学校開設は平成 16 年度、高等学校開設は平成 19 年度を

予定し、学校設置に取り組むこととしているが、過疎に悩む当町では、この学校の設置によって、町の地域経済活性化の中心課題の一つである「高度な教育を実施しての教育的刺激」「有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化」「外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成」などが目指せ、地域に寄与貢献することとなるものと考えている。

御津町は、かつては教育に熱心な地域として知られ、教育先進地といわれていたが、昨今では少子化による小中学校の統合や県立高校の統合計画などで教育環境の整った地域への転出など教育の低迷化が心配されている。また過疎化傾向で労働者の確保が困難であることなどから新規の産業立地などが少ない。

地域の振興や経済の活性化のためには教育環境の改善、地域を担う人材の育成、経済の停滞から刺激活性化への方策が是非とも必要な状況である。

また町内から他地域へ進学・就職する若者の中には、国内の都市部への進学・就職のみならず、海外を視野に入れている若者も少なくない。しかし現状では、町内で外国人と接触したり外国語を習得する機会は極めて少ないといえる。

以上のような事情から、学校設置会社による学校を早急に設置し、地域の振興・経済の活性化を図りたい。

学校の早急な設置のために、本町内にある廃校となった町立小学校の校地校舎を貸与することとしたい。

校地校舎を自己所有しない理由

御津町は平成 13 年 3 月に町立承芳小学校を児童減のため廃校とした。この廃校跡地の活用について町および地域住民等で協議を重ねてきた結果、今回の特区による学校設置会社経営の私立中学校を誘致することとなり、町有財産である校地校舎を適正な対価で有償貸与することになった。この有償貸与については町議会も平成 15 年 9 月 28 日承認可決している。

本件の校地校舎は町の公有財産であり、町民全員の財産であるとも言える。また建築（平成４年）後、日が浅いのでそのまま校舎を使用しないまままで朽ち果てさせるのは忍び難い。一方、他の活用方法も種々協議したが改造費・利用人数の面等から有効な方法は見当たらなかった。

以上のような理由から、本件の校地校舎を学校設置会社の自己所有とせず、町の財産として保有したまま有償貸与することとしたい。

なお、貸与期間は 20 年としているが、更新も予定しており当該学校設置会社に長期間に渉り使用させる見込みであるので、学校の継続性や安定性については問題がないと町では判断している。

